

八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）（素案）に対する
市民意見提出制度（パブリックコメント）の実施結果と市の考え方について

「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」の改定を行うにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第 12 条の規定に基づき、市民意見提出制度（パブリックコメント）を実施しました。その結果と提出された意見に対する市の考え方を公表します。

ご提出いただいたご意見等は、趣旨を損なわないよう要約し、回答します。

（１）意見募集期間

令和３年１月１５日（金）～令和３年２月１５日（月）

（２）提出人数及び意見数

提出方法	提出人数（人）	意見数（件）
直接持参	1	3
電子メール	2	4
FAX	0	0
郵便	1	1
合計	4	8

(3) 提出された意見の要約及び市の考え方

番号	該当箇所	意見・提言内容	市の考え方	修正の有無
1	第1章. 計画の基本的な事項 第3節. 計画の進行管理 6ページ1行目	全体として、よくできている基本計画であるが、8年にわたる長期計画であり、ここに記載のように進行管理について、PDCAサイクルを適切かつ効果的に運用し、計画の継続的な評価・見直しと新たな要素を考慮し、自治振興委員や市民の意見をよく聞きながら、実施してください。	毎年度、本計画における進捗状況を八尾市廃棄物減量等推進審議会に報告し、法改正や社会情勢の変化等を踏まえつつ、意見や提案を受けながら、本計画の実効性の確保に努めてまいります。 また、令和6年度（2024年度）を中間目標としておりますので、必要に応じて、計画の見直しを行います。	無
2	第4章. 目標達成に向けた施策 第1節. 基本方針Ⅰ パートナ ーシップの構築 26ページ25行目	SNSなどを活用した情報発信は、どうしても若い人に向けた印象を受け、高齢者などSNSを使うことができない人は、置いていかれます。ごみは、老若男女関係なく関係がありますので、全員に伝わるように工夫してほしいです。	ご指摘のとおり、特にごみに関する市からの情報発信は、全ての市民のみなさまに分かりやすく発信すべきものと思料します。ご指摘の趣旨となるよう、表現を修正いたします。	有
3	第4章. 目標達成に向けた施策 第1節. 基本方針Ⅰ パートナ ーシップの構築 26ページ31行目	転入者等、本市に初めて住む人への情報発信と書かれています。 私はこの転入者でも特に混乱を生じやすいのが多国籍の定住者だと思います。最近の外国籍市民は八尾市でも約9000人市民の3%をしめるようになっているとのこと。 私は毎日の生活の中で廃棄物の回収は大切な公共サービスであると同時に、近隣住民同士で「守るべきマナーの相互点検」事項であると思います。だから廃棄物回	転入者につきましては、指定袋配付窓口や出張所において、ごみの分け方、収集曜日等のルールを詳しくお伝えしております。なお、外国人等、日本語が分からない転入者につきましては、外国語に翻訳した「ごみの分け方・出し方ハンドブック」等を用いて、本市のルールを理解していただけるよう丁寧な説明に努めております。 ご提案につきましては、貴重なご意見とし	無

		収の業務をしながら、市民生活マナーチェックができると思うのです。 「転入者等」とひとくくりにせず、『多国籍市民』を家族単位で捉えて、転入一ヶ月以内で、『家庭訪問して教えます』と、特別扱いする効果はあるのではないかと思います。日々現場で走っている職員さんは、多国籍市民集住地区で日常の回収作業を通じて、気づいておられることではないでしょうか。 転入してこられた方に特別に丁寧に対応することで、「ルールを守る」ことの大切さを知ってもらい、「困ることは相談したらいいのだ」と思ってもらえれば、役所への壁は少し低くなると考えます。	て、今後の取組の参考とさせていただきます。	
4	第4章. 目標達成に向けた施策 第1節. 基本方針Ⅰ パートナ ーシップの構築 27ページ2行目	市役所からごみの出し方が悪い方へ指導することを考えると、マナーよりルールという言葉を使う方が正しいと思います。マナーは思いやりや配慮を指しますので、市役所の方が市民にマナーを指導するのは少し意味が違う気がします。 また、「あきまへんシール」以外にも何種類か貼っているのを見たことがあるので、それらも活用したらいいと思います。	ご意見の趣旨を踏まえ、表現を修正いたします。	有
5	第4章. 目標達成に向けた施策 第5節. 基本方針Ⅴ 安全・安 心、安定的なごみ処理の推進 36ページ12行目	ふれあい収集は、高齢者だけでなく、障がいを持った方も必要だと思いますので、そのような方々へも対応していただきたいです。	ふれあい収集事業は、高齢者だけではなく、障がい者、妊産婦等、ごみを自ら集積所まで持ち出すことが困難な方を対象としていますので、分かりやすい表現に修正いたします。	有

6	第4章. 目標達成に向けた施策 第5節. 基本方針V 安全・安心、安定的なごみ処理の推進 36ページ14行目、16行目	『④カラス等の鳥獣によるごみの散乱被害対策に関する情報発信』とあるが、ごみ出しから収集まで長時間を要する場合も多く、被害が多発する。対策に関する情報発信をお願いします。また、『⑥家庭用指定袋制度の充実』については、自治振興委員や市民の意見を十分に把握しながら推進してください。	カラス等の鳥獣によるごみの散乱被害対策につきましては、身のまわりのごみ問題において、市民のみなさまが抱える重大な課題のひとつとして認識しております。市政だよりやホームページ等、様々な媒体を活用しながら、情報発信を行ってまいります。 家庭用指定袋制度の充実につきましては、当制度は、自治振興委員会をはじめとする市民のみなさまのご協力により、発展してまいりました。今後も生活の実情に見合った制度となるよう、引き続きご意見を頂きながら、制度の充実に努めてまいります。	無
7	第4章. 目標達成に向けた施策 第5節. 基本方針V 安全・安心、安定的なごみ処理の推進 37ページ23行目	『4. 不法投棄等の防止』の『【主な施策】③道路・公園などの美化の推進』とあるが、きれいにしておかないと不法投棄の温床になるので、町会の一斉清掃等と協力しながらこまめな連絡・推進をしてください。	ご指摘のとおり、街の美化と不法投棄は密接に関係しております。きれいな街を維持するために、町会のみなさまを始め、関係機関と連携した迅速な対策が重要と考え、不法投棄を許さない体制の構築を行ってまいります。	無
8	全体	美しい地球を次の世代に手渡すのは、今を生きる世代の義務だと思っています。大量生産、大量消費の流れを見直しましょう。 ① ゴミ袋は大きすぎませんか？今、1人～2人の世帯が増えています。分別をするとゴミは大幅に減ります。 (おしめ世帯は別途要検討)(認知症で選別ができない世帯も別途要検討)	ご提案につきましては、貴重なご意見として、今後の取組の参考とさせていただきますとともに、ご意見が他の部局との調整を要するものも含まれておりますので、情報の共有をさせていただきます。	無

		② 生ごみの堆肥化を進めましょう。行政と個人が協力しましょう。まずグループを作って、持続可能な方法を実践、検証して、各方面にPRしましょう。（高齢者ふれあい農園等も活用しましょう） ③ 可燃ゴミ以外は、センターにかごを置いて、かご毎に分別して入れてはどうでしょうか。センターの場所を確保するのは大変だと思います。なんとか住民の方に理解してもらって短時間（前夜～当10時頃）。そこには分別が一目でわかる工夫が必要です。大きな袋に空カン2コやフライパン1コ、乾電池2本等に大きな袋は不要です。 ④ 小規模な集合住宅は自治会につながっていない事も多く集団回収につながっていないケースもあります。コミセンでわかりやすい地図や時間・ルール等をPRしていただけませんか。 ⑤ スーパー等の分別回収も、例えば、卵パック、透明プラスチック容器等を増やし、正しく使用できる様な説明パネルを行政とスーパーで考えましょう。 ⑥ 不法投棄は早期解決が重要です。ハイカーや山主さんと協議してボランティア団体を立ち上げましょう。 ⑦ 高齢化等により、価値ある食器等が埋立ゴミに出されています。年に1～2回交換会（自由に持ち込み、持ち帰る）残った器は舗装道路の原料として使う。 ⑧ 古い着物は現代ではつくれない貴重な物もあります。再利用の道を探してほしいです。（文化的価値もあ		
--	--	--	--	--

		ります。) ⑨ 図書館（入口前にでも）書棚を置いて、「我家には 置けないが誰かに読んでもらいたい本」を自由に持ち込 み、ほしい人は自由に持ち帰るコーナーをつくっていた だけませんか。（今はコロナでむづかしいかも…）		
--	--	---	--	--